

五戸町スポーツクラブ賛助会員規約

(目的)

第1条 本規約は、五戸町スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）会員規約第3条の2の規定に基づき、賛助会員（以下「会員」という。）制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 会員は、クラブの趣旨に賛同し、クラブを賛助するために入会した個人又は団体とする。

(入会)

第3条 入会は、入会申込書によるものとする。また、会員の期間は単年度とし、年度途中に入会した場合は、入会した日から当該年度の末日までとする。

(会費)

第4条 入会金は無料とし、年会費は1口当たり、個人会員1,500円、団体会員は3,000円とする。

(退会)

第5条 会員が退会する場合は、クラブに退会の届出をするものとし、この場合の届出方法は問わない。なお、会費は返納しない。ただし、会長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りではない。

(会員特典)

第6条 会員は以下の特典を利用することができる。

- (1) クラブが実施する事業の優先的参加
- (2) クラブが実施する事業への広告掲示
- (3) 入会口数に応じたグッズの進呈等
- (4) その他、会長が認める事項

(遵守事項)

第7条 会長は、会員がクラブに不利益や損害を与える行為、又はクラブの名誉を損なう等、会員としてふさわしくない行為があった場合には退会させることができる。

(免責)

第8条 クラブの活動中に起きた事故・盗難等について、クラブはその責任を負わない。

(その他)

第9条 会長は、必要に応じ本規約に関する事項を改正することができる。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、令和元年10月1日より適用する。

附 則

この規約は、令和7年5月1日より施行する。